

平成26年小野町議会定例会12月会議

議事日程（第3号）

平成26年12月10日（水曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 委員長の審査結果報告（予算審査特別委員会委員長、各部常任委員会委員長）
- 日程第 2 委員長の報告に対する質疑
- 日程第 3 議案第69号 平成26年度小野町一般会計補正予算（第6号）
〔討論、採決、以下日程第8まで同じ〕
- 日程第 4 議案第70号 平成26年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第71号 平成26年度小野町除染対策事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 6 議案第72号 平成26年度小野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第73号 平成26年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第74号 平成26年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第75号 小野町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について
〔討論、採決、以下日程第10まで同じ〕
- 日程第10 議案第76号 小野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について
- 日程第11 議案第77号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
〔討論、採決、以下日程第16まで同じ〕
- 日程第12 議案第78号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第79号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第80号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第81号 小野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第82号 小野町公営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第83号 公立小野町地方総合病院企業団規約の一部を変更する規約について
- 日程第18 請願・陳情の採択、不採択の決定
- 日程第19 特別委員会委員長の中間報告

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19まで議事日程に同じ

（追加）

- 日程第 1 議員提出議案第12号 国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置

を求める意見書

〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

出席議員（12名）

1番	会田明生君	2番	吉田康市君
3番	竹川里志君	4番	宗像芳男君
5番	田村弘文君	6番	籠田良作君
7番	宇佐見留男君	8番	水野正廣君
9番	遠藤英信君	10番	佐・登君
11番	久野峻君	12番	村上昭正君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大和田昭君	副町長	鈴木慎也君
教育長	西牧裕司君	総務課長	阿部京一君
企画商工課長	山名洋一君	税務課長	宗像喜也君
町民生活課長 兼除染推進室長	村上春吉君	健康福祉課長	藤井義仁君
農林振興課長 兼農業委員会 事務局長	石井一一君	地域整備課長	遠藤靖次君
教育課長	吉田吉広君	会計管理者 兼出納室長	佐藤浩君
代表監査委員	先崎福夫君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	吉田浩祥	次長	折笠顕一
書記	草野隆行	書記	清野昭雄

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

- 議長（村上昭正君） ただいまから、平成26年小野町議会定例会12月会議、第7日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は、12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。
-

◎議事日程の報告

- 議長（村上昭正君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎委員長の審査結果報告

- 議長（村上昭正君） 日程第1、予算審査特別委員会及び各部常任委員会より、付託事件の審査結果の報告を求めます。

初めに、予算審査特別委員会の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長。9番、遠藤英信委員長。

[予算審査特別委員会委員長 遠藤英信君登壇]

- 予算審査特別委員会委員長（遠藤英信君） 予算審査委員会における付託事件の審査の結果並びに経過についてご報告を申し上げます。

平成26年小野町議会定例会12月会議において、予算審査特別委員会に付託された事件は、予算審査特別委員会付託事件表のとおりであり、審査の結果と経過につきましては、お手元に配付の委員長報告のとおりであります。

以上、申し上げます、予算審査特別委員会の報告といたします。

- 議長（村上昭正君） 次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長。9番、遠藤英信委員長。

[総務文教常任委員会委員長 遠藤英信君登壇]

- 総務文教常任委員会委員長（遠藤英信君） 平成26年小野町議会定例会12月会議において、総務文教常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表及び請願・陳情文書表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第77号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、10月16日付、福島県人事委員会の給与等に関する勧告に準じて、所要の改正を行うもので、本年12月に支給される町長等の期末手当の支給率を100分150から100分の165に改めるもので、公布の日から施行し、

平成26年12月1日から適用するものであります。

また、来年度以降に支給される期末手当の6月の支給率を100分の140から100分の147.5に、12月の支給率を100分の165から100分の157.5に改めるもので、公布の日から施行し平成20年4月1日から適用するものであります。

審査にあたっては……

○議長（村上昭正君） 委員長。

平成27年ですので、今、20年って聞こえましたので、改めてください。

○総務文教常任委員会委員長（遠藤英信君） 公布の日から施行し平成27年4月1日から適用するものであります。

審査にあたっては総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

議案第78号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、10月16日付、福島県人事委員会の給与等に関する勧告に準じて、所要の改正を行うもので、本年12月に支給される議会議員の期末手当の支給率を100分150から100分の165に改めるもので、公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用するものであります。

また、来年度以降に支給される期末手当の6月の支給率を100分の140から100分の147.5に、12月の支給率を100分の165から100分の157.5に改めるもので、公布の日から施行し平成27年4月1日から適用するものであります。

審査にあたっては総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

議案第79号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、10月16日付、福島県人事委員会の給与等に関する勧告に基づき、所要の改正を行うもので、本年12月に支給される職員の勤勉手当の支給率を100分の67.5から100分の82.5に改めるとともに、再任用職員につきましても、勤勉手当の支給率を100分の32.5から100分の37.5に改めるものであります。

また、民間給与との格差を埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら、給与表の水準を平均0.16%引き上げるものであり、公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用するものであります。ただし、行政職給与表の改定は平成26年4月1日より適用するものであります。

また、来年度以降につきましては、新たな気象データに基づく、寒冷及び積雪の地域区分見直しにより、寒冷地手当の支給地域となったことから寒冷地手当の規定を設けるとともに、民間の支給実態等を考慮し単身赴任手当額の引き上げや、人事院勧告に準じた世代間の給与配分の見直しを行い、給与表の水準を平均1%、高年齢層を中心に最大3%程度引き下げ、若年層につきましては引き上げる改正を行うものであります。

審査にあたっては総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より、人事委員会からの勧告内容や給与表などについて質問がありました。

議案第80号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、10月16日付、福島県人事委員会の給与等に関する勧告に準じて、所要の改正を行うもので、本年12月に支給される教育長の期末手当の支給率を100分の150から100分の165に改めるもので、公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用するものであります。

また、来年度以降に支給される期末手当の6月の支給率を100分の140から100分の147.5に、12月の支給率を100分の165から100分の157.5に改めるもので、公布の日から施行し平成27年4月1日から適用するものであります。

審査にあたっては総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

次に、陳情第10号 国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情については、慎重審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

本陳情について、東日本大震災と原子力発電所事故は、人々の生活基盤をことごとく破壊し、様々な問題を抱える被災者にとって法律相談・援助等の支援は欠かせないものであります。

このような中、本来は日本司法支援センターによる民事法律扶助の被援助者であるはずの者が、被災者生活支援金、義援金、原子力損害賠償金などを受給して一時的に資力要件を満たさなくなり、扶助相談を受けられない事態が生じました。

このため、平成24年3月23日に「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」が成立しました。本特例法は、援助を受ける被災者の資力を問わないなど被災者にとって法的紛争解決のための有効な手段となっているものであります。

しかしながら、現行法のままでは、平成27年3月31日に本特例法は失効してしまうため、被災者を継続して支援できるよう本特例法の有効期限を延長する立法措置を求め、意見書の提出を求めるものであります。

審査にあたっては、総務課長に出席を求め、参考意見を聴取したものであります。

以上が、平成26年小野町議会定例会12月会議において、総務文教常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

○議長（村上昭正君） 次に、厚生産業常任委員会の報告を求めます。

厚生産業常任委員会委員長。8番、水野正廣委員長。

〔厚生産業常任委員会委員長 水野正廣君登壇〕

○厚生産業常任委員会委員長（水野正廣君） 平成26年小野町議会定例会12月会議において、厚生産業常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第75号 小野町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について審査いたしました。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、第三次地方分権一括法による介護保険法の改正に伴い、厚生労働省令で定めている、地域包括支援センターの設置者が遵守しなければならない包括的支援事業を実施するために必要な基準の設定が市町村条例に委任されたため、当該条例を制定するものであり、平成27年4月1日より施行するものであります。

審査にあたっては、健康福祉課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より、条例の条文及び内容についての質問がありました。

議案第76号 小野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について審査いたしました。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案につきましても、第三次地方分権一括法施行による介護保険法の改正に伴い、厚生労働省令で定めている、指定介護予防支援事業及び基準該当介護予防支援事業の人員、運営並びに介護予防のための効果的な支援方法等の基準を市町村条例に委任されたため、当該条例を定めるものであり、平成27年4月1日より施行するものであります。

審査にあたっては、健康福祉課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

条例の条文及び内容についての質問がありました。

議案第81号 小野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、健康保険法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うもので、条例で定める出産育児一時金の支給額を「39万円」から「40万4,000円」に改めるもので、平成27年1月1日より施行するものです。

審査にあたっては、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より、出産育児一時金の支給額についての質問がありました。

議案第82号 小野町公営住宅管理条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律に基づき、被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針が閣議決定されたことに伴い、支援対象地域に住居していた避難者については、新規の避難者を含め、公営住宅へ入居の円滑化を支援する旨が位置づけられたため、所要の改正を行うもので、公営住宅の入居資格及び優先入居の取り扱いができるものに、支援対象地域に居住していた支援対象避難者を追加するものであり、公布の日から施行するものであります。

審査にあたっては、地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より、入居者の選考内容についての質問がありました。

議案第83号 公立小野町地方総合病院企業団規約の一部を変更する規約について審査いたしました。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、公立小野町地方総合病院企業団規約を改正することの協議に関して異議がない旨、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容といたしましては、新築が進んでおります公立小野町地方総合病院が平成27年3月1日に開院されることから、同病院企業団の事務所の位置について「田村郡小野町大字小野新町字宿ノ後4番地」を「田村郡小野町大字小野新町字槻木内6番地2」に改めるもので、平成27年3月1日より施行するものであります。

審査にあたっては、健康福祉課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

以上が、平成26年小野町議会定例会12月会議において、厚生産業常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

◎委員長の報告に対する質疑

○議長（村上昭正君） 日程第2、予算審査特別委員会委員長及び各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

これで、予算審査特別委員会委員長及び各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

◎議案第69号～議案第74号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第3、議案第69号 平成26年度小野町一般会計補正予算（第6号）から日程第8、議案第74号 平成26年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）まで、6議案を一括議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第69号から議案第74号まで6議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第69号から議案第74号までの討論を終わります。

◎議案第69号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第69号 平成26年度小野町一般会計補正予算（第6号）についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第69号 平成26年度小野町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第70号～議案第74号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案第70号 平成26年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第74号 平成26年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）まで、5議案についてお諮りいたします。

本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第70号から議案第74号までの5議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第75号～議案第76号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第9、議案第75号 小野町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について及び日程第10、議案第76号 小野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例についての2議案を一括議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第75号及び議案第76号の2議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第75号及び議案第76号の討論を終わります。

◎議案第75号～議案第76号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第75号 小野町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について及び議案第76号 小野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例についての2議案についてお諮りいたします。

本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第75号及び議案第76号の2議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第77号～議案第82号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第11、議案第77号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第16、議案第82号 小野町公営住宅管理条例の一部を改正する条例についてまで6議案を一括議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第77号から議案第82号までの6議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第77号から議案第82号までの討論を終わります。

◎議案第77号～議案第82号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第77号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第82号 小野町公営住宅管理条例の一部を改正する条例についてまで6議案についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第77号から議案第82号までの6議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第83号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第17、議案第83号 公立小野町地方総合病院企業団規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

議案に対する討論を行います。議案第83号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第83号の討論を終わります。

◎議案第83号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第83号 公立小野町地方総合病院企業団規約の一部を変更する規約についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第83号については原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情の採択、不採択の決定

○議長（村上昭正君） 日程第18、請願・陳情の採択、不採択の決定を行います。

陳情第10号 国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書の提出については、採択とする総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、陳情第10号については採択と決定いたしました。

◎特別委員会委員長の中間報告

○議長（村上昭正君） 日程第19 特別委員会に付託中の事件について、会議規則第47条第1項の規定により、この際、中間報告を求めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、特別委員会の中間報告を求めることに決定いたしました。

初めに、企業対策特別委員会の報告を求めます。

企業対策特別委員会委員長。2番、吉田康市委員長。

〔企業対策特別委員会委員長 吉田康市君登壇〕

○企業対策特別委員会委員長（吉田康市君） 平成26年小野町議会定例会12月会議において、企業対策特別委員会の活動についての中間報告を申し上げます。

去る、11月5、6日の2日間にわたり、村上議長、大和田町長、企画商工課長に御同行を頂き、当特別委員会の行政調査、企業訪問を実施いたしました。

福島県大阪事務所においては、景山所長及び企業誘致担当職員より、関西方面での福島県内への企業立地の動向等について説明を受けた後、意見交換を行い、当町への企業誘致に対し、引き続きの協力を要請して参ったところであります。

また、皮籠石地内の関東エラストマー株式会社の親会社である丸五ゴム工業株式会社を訪問し、同社を取り巻く状況などについて、意見交換を行ったものであります。

岡本代表取締役よりは、関東エラストマー株式会社は重要な部品を生産しており、今後とも主要な生産拠点に位置付けているとのことであり、当委員会でも、当町での操業に感謝するとともに、立地町として所要の支援をして参りたい旨をお伝えしたところであり、併せて、同社工場の視察をして参ったところであります。

次に、12月9日、村上議長にご同席を頂き、企画商工課長及び副課長出席のもと委員会を開催いたしました。

内容につきましては、企画商工課長より、鶴庭工業用地上段部分について、立地協議を進めていた企業との間で、立地についての合意に至り、今月末にも立地協定を締結したいこと、同じく下段部分へ立地した株式会社三宝製作所においては、10月に工場が完成し、11月より一部操業が開始されたことなどについて説明を受けたところであります。

以上が当委員会の中間報告であります。雇用人口拡大、地域経済活性化のため、引き続き、委員会活動を積極的に行い、更なる企業誘致と既存企業の支援に精力的に取り組むことを申し添え報告と致します。

○議長（村上昭正君） 次に、議会改革特別委員会の報告を求めます。

議会改革特別委員会委員長。7番、宇佐見留男委員長。

〔議会改革特別委員会委員長 宇佐見留男君登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（宇佐見留男君） 平成26年小野町議会定例会12月会議において、議会改革特別委員会の活動内容について、中間報告をいたします。

はじめに、去る10月7日、議会改革の先進事例視察を目的に会津若松市議会を訪問し行政調査を実施いたしました。

このたびの行政調査は、会津若松市議会において、これまで取り組んできた様々な議会改革のうち、「議会基本条例の制定」及び「政策形成サイクル」を中心に調査いたしました。

「議会基本条例」については、市民参加を基軸とすることを明記した前文と22条の条文で構成され、平成20年6月に制定されました。現在は本条例に基づき、市民との意見交換会や政策討論会に取り組んでいる状況であります。

また、「政策形成サイクル」は、市民との意見交換会で集約した意見・要望等を「広報広聴委員会」で整理し、市政に関する重要な政策及び課題等に対しては「政策討論会」等を通じて調査研究を行い、具体的な政策として立案・決定に結び付けるというシステムを確立したものであります。

次に、11月4日に第18回議会改革特別委員会を開催し、過日実施しました「議会報告会」及び「小野町行政

区長会との意見交換会」それぞれの結果を検証したほか、今後も「議会報告会」及び「各種団体との意見交換会」を継続的に、そして効果的かつ効率的に実施していくため、一定の開催基準等を設けるため、それぞれについての開催要綱の制定に向けて協議を行いました。

以上、特別委員会活動の中間報告といたしますが、今後も引き続き、当特別委員会の所管事項の調査・検討活動を精力的に行い、積極的に議会改革に取り組んでまいりますことを申し添え、報告といたします。

◎特別委員会委員長の中間報告に対する質疑

○議長（村上昭正君） 特別委員会委員長の中間報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑を終わります。

暫時休議といたします。

これより、追加議事日程の資料を配付いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時05分

○議長（村上昭正君） 資料の配付漏れはありませんか。

なければ、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議員提出議案第12号の上程、説明

○議長（村上昭正君） 追加日程第1、議員提出議案第12号 国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書を議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第12号 国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書について、6番、籠田良作議員の説明を求めます。

6番、籠田良作議員。

〔6番 籠田良作君登壇〕

○6番（籠田良作君） 議員提出議案第12号 国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書について、小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

平成26年12月10日提出。

提出者、籠田良作、賛成者、遠藤英信、同じく久野峻、同じく宇佐見留男、同じく宗像芳男、同じく吉田康市の各議員であります。

提案理由。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による被災者は、平成24年3月に成立した「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」に基づき、法的紛争解決のための手続き及び弁護士等のサービスを円滑に利用することができる。

しかし、現行法では本特例法の効力は平成27年3月31日で失効し、被災者は本特例法に基づく法律相談援助等を受けることができなくなる。東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故発生から3年9ヶ月が経過した今もなお、本特例法に基づく法律相談援助等の需用は多く存在している状況にあり、本特例法の有効期限の延長は必要である。

ついで、被災者の生活再建が円滑に進められるよう、本特例法の有効期限を延長する立法措置を求めるため、地方自治法第99条の規定により、参議院議長ほか、関係機関の長に意見書を提出する。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第12号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第12号 国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第12号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第12号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第12号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第12号 国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書について、お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第12号については、原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（村上昭正君） これで、定例会12月会議に付議された事件は全て終了いたしました。

◎議長挨拶

○議長（村上昭正君） 定例会12月会議の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は平成26年度各会計補正予算、条例の新規制定、一部改正など、いずれも重要案件の審議でありましたが、7日間にわたり熱心なご審議を賜りまして、全議案議了することができました。

議員各位のご精励に対しまして、厚く御礼を申し上げる次第であります。

さて、本年1月1日より、会期の始まりました通年議会も間もなく会期末を迎えようとしております。この間、定例会を4回、臨時的会議を6回開催したところであり、更に今月末にももう一度、会議の開催が予定されております。年間を通じた、議会活動を通じ、議員同士あるいは町執行部との議論、協議を重ねることができましたこと、非常に意義があったと感じております。

町執行部におかれましては、合併60周年に当たる新年度の予算編成を初め、公共施設整備のための検討、過

疎地域創生への対応など、小野町の将来のため、重要なときでありますので、引き続き様々な角度よりの幅広い検討と議論をお願いしたいと存じます。

終わりに、来るべき新年が町民の皆様方にとりまして、幸多き年になることを願いたしますとともに、ご参会の皆様方におかれましてもご自愛の上、新しい年を迎えられますことご祈念申し上げまして、本定例会の閉会の挨拶といたします。

ご精励、大変お疲れさまでございました。

◎町長挨拶

○議長（村上昭正君） この際、町長から発言あれば、これを許します。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 平成26年小野町議会定例会12月会議の閉会に当たりまして、一言御礼とご挨拶を申し上げます。

本定例会12月会議には、平成26年度各会計補正予算案件6件、条例の制定案件2件、条例の一部改正案件6件、公立小野町地方総合病院企業団の規約変更案件1件、専決処分報告1件、合計16案件をご提案、ご報告申し上げたところでありますが、議員の皆様には慎重ご審議の結果、それぞれご議決を賜り、ありがとうございました。

議会中の多岐にわたりますご質問や、審議の過程で頂戴いたしました皆様のご指導、ご意見に対しまして、趣旨を十分に踏まえ、町民との信頼を築きながら今後も適正な事業の執行に努め、笑顔があふれる元気なまちづくりを目指して参る所存でございます。

さて、本年度も残すところあとわずかになり、新聞、テレビ等では各地で大雪の報道がされております。当町におきましても、寒い日が続いております。議員各位におかれましては、お体にご留意の上、皆様全員がご健勝で新年を迎えられ、更にご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会に当たっての御礼のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（村上昭正君） 本日の会議はこれをもって散会といたします。

散会 午後 2時16分